

# 一人一人ができる対策を

全国で新型コロナウイルス感染症への感染が広がっています。感染を防ぐには一人一人の対策が重要です。自分の身は自分で守り、予防に努めましょう。

## 集団発生を防止しよう

人が集まる場所で感染が広がってできた感染者の集団をクラスターといいます。クラスターの発生を防止するためには「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けることが大切です。日頃の生活の中で「3つの密」が重ならないように工夫しましょう。

3つの条件がそろると  
クラスターの発生リスクが  
高くなります。



参考：厚生労働省、首相官邸ホームページ

## 相談窓口

県が設置している帰国者・接触者相談センターでは、感染が疑われる人の相談を受け付けています。相談内容から感染症の疑いがあると判断した場合、適切な診察を行う医療機関を案内します。自身で判断して複数の医療機関を受診しないでください。

### 感染しているかと思ったら

- 印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所  
☎26-7231(平日の午前9時～午後5時)

### 感染症に関する問い合わせ先

- 成田市医療相談ほっとライン  
☎0120-24-1130(24時間年中無休)
- 千葉県の電話相談窓口  
☎0570-200-613(24時間年中無休)

- 厚生労働省の電話相談窓口  
☎0120-565653(午前9時～午後9時)

### 電話での相談が難しい人は

聴覚に障がいのある人など、電話での相談が難しい場合は下記のFAX番号を利用してください。

- 印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所  
FAX 26-4760
- 厚生労働省  
FAX 03-3595-2756

# 新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている人に、下記の支援があります。  
くわしくは各問い合わせ先へ。

## 生活に関する支援

名称	内容	問い合わせ先
市税の納付の猶予	納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている人は、申請に基づいて納付の猶予を受けることができます	納税課 (☎20-1519)
水道料金・下水道使用料の納付の猶予	納付が困難な場合は、水道料金・下水道使用料の徴収を行っている事業者にご相談ください	ヴェオリア・ジェネッツ(株) (☎22-8881)、ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は船橋水道事務所成田支所 (☎27-2232)
母子父子寡婦福祉資金の貸し付け	子どもが通う学校の休校により就業が難しくなったり、勤務先が休業したりして、一時的に収入が減少した母子・父子家庭の世帯に、必要な資金の貸し付けを行います	子育て支援課 (☎20-1538)
生活福祉資金(緊急小口資金等)の特例貸し付け	勤務先の休業などにより一時的に収入が減少した人に、必要な資金の貸し付けを行います	社会福祉協議会 (☎27-7755)
住居確保給付金の支給	離職・廃業・休業などにより住居を失った(失う恐れがある)人で、就労能力と就労意欲があり、一定の条件を満たす場合に、3カ月を限度として給付金を支給します(一定条件により最大9カ月まで延長可。休業した人については4月20日(月)から申請を受け付け)	暮らしサポート成田 (☎20-3399)
要介護認定・要支援認定の有効期間の延長	介護保険施設や病院などの入所者で面会が禁止され、更新のための要介護認定・要支援認定の調査を受けることが難しい場合は、認定の有効期間を6カ月間延長します	介護保険課 (☎20-1545)

## 事業者への支援

名称	内容	問い合わせ先
セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証	売り上げが一定以上減少している中小企業に向けた融資の保証制度で、一般の保証枠とは別枠で利用できます。申し込みには、市が発行する認定書が必要です	融資の相談については取引先の金融機関または千葉県信用保証協会 (☎043-221-8111)。認定の申請については商工課 (☎20-1622)

\*4月7日時点の情報を掲載しています。最新の支援制度については市ホームページなどで確認してください。